

平成18年11月27日

安全衛生法における定期健診等に関する意見

東京商工会議所
労働委員会幹事会
座長 河井 隆

【定期健診と特定健診について】

事業者は、労働者に対して安衛法に基づく定期健診(以下、定期健診)の実施が義務付けられており、業務災害・労働災害を防止するため、労働者が健康を確保しながら就業できるよう適切な措置を講じなければならない安全配慮義務を負っている。

一方、2008年4月より、保険者は、高齢者医療確保法に基づく特定検診(以下、特定健診)の実施が義務付けられ、内臓脂肪型肥満症候群(メタボリックシンドローム)を予防すべき者を抽出し、保健指導を実施しなければならないことになっている。

《意見》

- ◇ 事業者と保険者は、それぞれの法律に基づいて定期健診と特定健診を実施し、義務を果たすべきである。
- ◇ 定期健診と特定健診は目的が異なっているため、健診項目が合致しないのは当然のことである。
- ◇ 事業者は安全配慮義務を負っており、労働者に定期健診を受診させて、業務災害等による健康への影響を予見し、そのリスクを回避するために措置を講じなければならない。労働者の生活習慣に因る健康障害のリスクは、事業者が、個人の生活にまで介入して改善させることは出来ないのであるから、たとえ、安全配慮義務を課せられたとしても、その責任を果たすことはできない。

【定期健診・特定健診の実施費用について】

健康診断は、保険外診療(自由診療)であり、実施費用は、企業と健診機関との契約によって決まるので、ばらつきがある。定期健診については、費用を事業主が全額負担しなければならず、特定健診は、保険者が全額負担することになっている。

《意見》

- ◇ 特定健診の項目の一部を定期健診に追加する場合の負担増は、診療報酬ベースではせいぜい1,000円程度と言われるが、それ以上の費用を支払わなければならないのは明白であり、中小企業にとってはかなり負担が大きい。
- ◇ メタボリックシンドロームを予防するための項目は、労働者の生活習慣に起因するものであるため、事業者が全額負担する必要はない。労使折半の保険料から拠出されるべきである。

【政管健保の企業について】

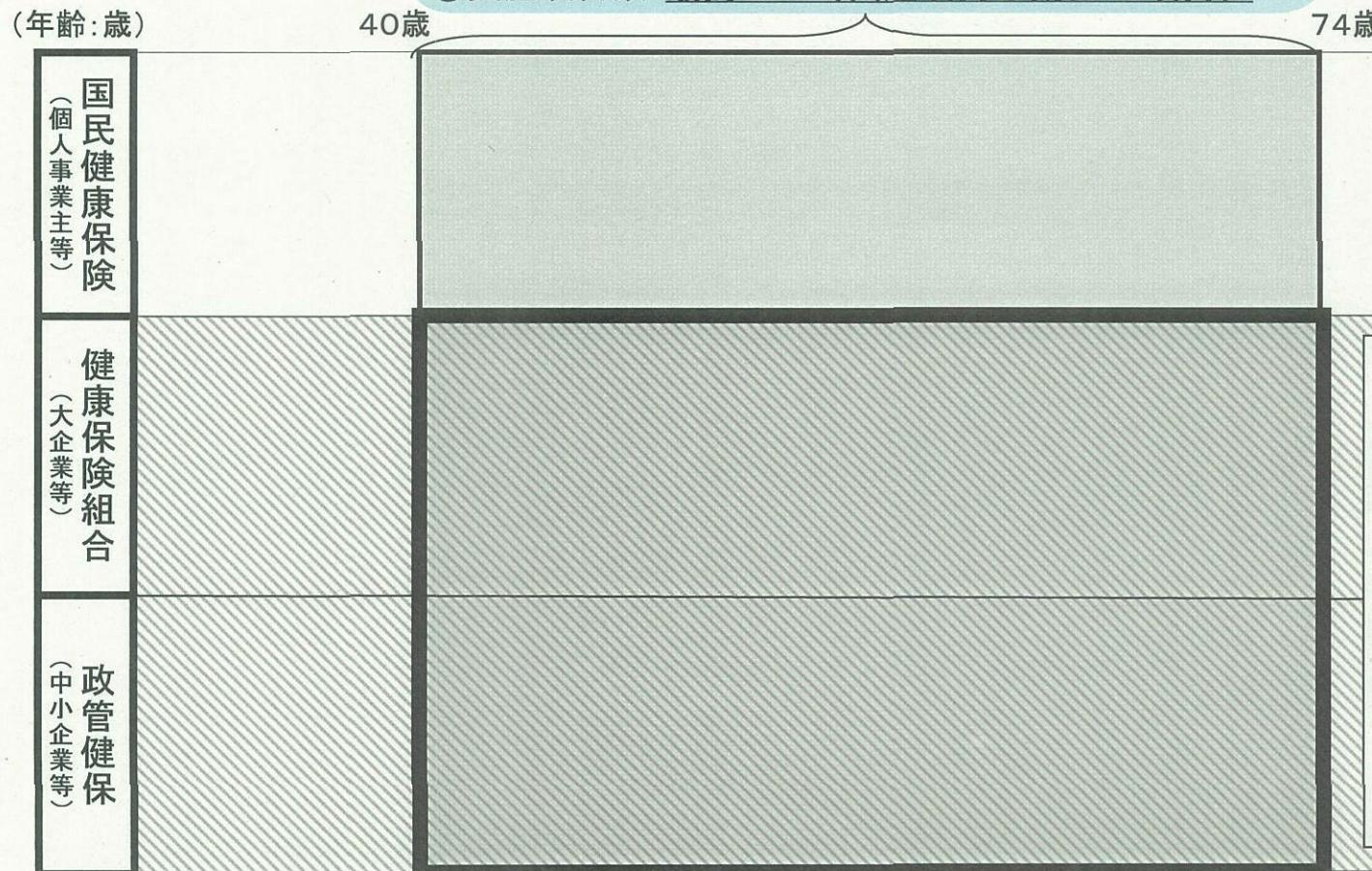
以上

■特定健診（新法）と定期健診（労働安全衛生法）の関係について

2008年4月～

高齢者の医療の確保に関する法律（新法）に基づく特定健診

- ①目的：生活習慣病（糖尿・高血圧・高脂血症等）の予防
- ②対象者：40歳～74歳までの国民
- ③実施義務：保険者（罰則なし）
- ④費用負担：保険者
- ⑤受診義務：明記なし
- ⑥実施回数：年度毎に1回
- ⑦実施項目数：**最高25（共通項目は概ね16項目）**



労働安全衛生法に基づく定期健診

- ①目的：労働災害（脳・心臓疾患等）の防止
- ②対象者：労働者
- ③実施義務：事業者（罰則付）
- ④費用負担：事業者
- ⑤受診義務：労働者
- ⑥実施回数：年1回
- ⑦実施項目数：**最高22**